**調　査　報　告　書（第１次）**

大阪府教育委員会

　委員長　隂　山　英　男　殿

　　　　　　２０１４年（平成２６年）１２月１９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　認定こども園条例改正に係る事実関係等調査チーム

　　　　　　　　　　　　　　　　　　調査員（主査）　弁護士　　福　　原　　哲　　晃

　　　　　　　　　　　　　　　　　　調査員　　　　　弁護士　　桑　　山　　　　　斉

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　同　　　　　　弁護士　　高　　村　　　　　至

　当調査チームが貴委員会より委嘱を受けて実施した調査（第１次調査）の結果について，以下のとおりご報告申し上げます。

**第１章　調査チームに委嘱された調査事項と「第１次調査」の実施**

**第１　委嘱された調査事項**

当調査チームが貴委員会から委嘱された調査事項は下記の３点である。

記

ⅰ　認定こども園での議論において立川さおり教育委員（以下「立川委員」という。）から指摘のあった中原徹教育長（以下，「中原教育長」という。）の発言の事実確認について

ⅱ　大阪府認定こども園の認定要件に関する条例改正に係る教育委員会としての意思決定プロ　セスの妥当性等について

ⅲ　小河勝委員長職務代理者（以下，「小河職務代理」という。）から指摘のあった中原教育長から教育委員会事務局職員等に対する発言の事実確認について

**第２　「第１次調査事項」の内容と調査方法**

今回調査チームが実施した第１次調査の内容は，委嘱された調査事項のうち，「前項ⅰの調査事項」についてである。

　　　調査にあたっては，貴委員会事務局（以下，「事務局」という。）より，本調査事項に関係する「大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例」（以下，「認定こども園条例」という。）の改正経過ならびに貴委員会における議論の経過，状況等について事前説明を受けるとともに，必要な資料の提供を受け精査した。併せて，平成２６年１２月３日に，本調査事項の関係当事者である立川委員，中原教育長，ならびに，調査対象事項である中原教育長の発言があったとされる同年１０月２１日の立川，中原両氏の「打合せ」に同席した事務局職員である橋本正司教育次長（以下，橋本次長という。），見浪教育総務企画課長（以下，見浪課長という。）、他１名に対しヒアリングを実施した。また，ヒアリングに際し，中原教育長及び立川教育委員からは，補足説明書やメモ等の資料の提供があった。

本報告書は上記調査に基づくものであり，調査事項である中原教育長の発言についての事実確認とともに，貴委員会から要請された認定した事実に対する当調査チームとしての見解も付加するものである。

なお，本調査事項の前提事実として，その背景事情にある「認定こども園条例」の内容ならび

　　に本件で問題となった主要な改正点について認識しておく必要があるので，以下簡単に触れておくことにする。

**・ 「認定こども園条例」の制定，施行**

「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下，「就学　　　前教育・保育総合推進法」という。）が平成１８年１０月１日に施行されるにともない，大阪府は，就学前教育・保育総合推進法に位置付けられた，就学前の幼児教育・保育機能及び地域における子育て支援機能を併せ持つ「認定こども園」について，知事が認定を行うための基準を定めるため，平成１８年１０月３１日に，「大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例」（以下，「認定こども園条例」という。）を制定し施行した。

**・ 「認定こども園」の認定基準**

同条例は，こども園の認定要件として，「保育に従事する者の数」，「学級の編成」，「職員の　　　資格」をはじめ「建物の配置」等の施設設備についての基準を定めるものであるが，その中で，「学級の編成」については，「満３歳以上４歳未満の子ども」に関しては次のように規定していた（第５条）。

　　　（第２項）

　　　　「一学級の子どもの数は，満３歳以上は満４歳に満たない子どもについては２５人以下とし，満４歳以上の子どもについては３５人以下とする。」

　　　（第３項）

　　　　「前項の規定にかかわらず，教育及び保育を適切に行うことができると知事が認める場合には，満３歳以上４歳に満たない子どもで編成する一学級の子どもの数は，３５人以下とすることができる。」

　　　　この点について，「大阪府認定こども園の認定に関する審査基準」第４条は，本規定により一学級の子どもの数を３５人以下とすることを認める場合の事由を以下のいずれかに限定している。

　　　　ア　園舎の都合により，保育室を分けて学級を増設することが困難であること。

　　　　イ　年度当初の学級編成時から園児数が増えたことにより，少人数の学級編成が困難となった場合であること。

　　・ **「就学前教育・保育総合推進法」の一部改正と「認定こども園条例」の一部改正**

その後，平成２４年に「就学前教育・保育総合推進法」が一部改正され，「幼保連携型認定こども園」に関する基準については，「主務省令」の基準に従って，又はこれを参酌して，都道府県，指定都市，中核市が条例で定めることになり，また併せて「幼保連携型認定こども園」以外の認定こども園についても「主務省告示」の基準が改正されたことから，これに対応すべく条例の改正が必要となった。

　　　　中でも，「学級の編成」に関する主務省令等の基準が，「満３歳以上４歳未満」の子どもにつ　　　いて，「３５人以下」とされていることから，その後，この点が主要な改正課題となり，この改正を巡って本調査事項に関わる問題が発生するに至ったのである。

**第２章　調査により当調査チームが認定した事実**

**第１　はじめに**

　　　　今回の第１次調査にかかる調査事項は，前記のとおり，中原教育長と立川委員との間で行われた「平成２６年１０月２１日の打ち合わせ」（以下，**「１０月２１日打ち合わせ」**という。）における中原教育長の発言内容の事実確認と，発言内容に対する当調査チームの見解である。

　　　　この点，１０月２１日打ち合わせにおいて中原教育長からなされた発言について，立川委員からメモ（以下，**「立川メモ」**という。）が貴委員会に提出されている。よって，当調査チームでは，「立川メモ」に記載されている内容が事実であるか否かを中心にして，「１０月２１日打ち合わせ」の当事者である中原教育長及び立川委員ならびにその場に同席していた事務局職員３名からのヒアリングを行い，同打ち合わせにおいて中原教育長がいかなる発言を行ったのか，当調査チームとして発言内容についての事実確認を行った。

　　　　なお，「１０月２１日打ち合わせ」においては，これに先立つ同年９月１９日に行われた教育委員意見交換（以下，**「９月１９日意見交換」**という。）でのやり取り及びその評価が前提となっている。ただし，「認定こども園の認定要件に関する条例改正に係る教育委員会としての意思決定プロセスの妥当性等」（調査事項ⅱ）については，さらなる調査を行ったうえで，当調査チームとして別途調査報告を行うこととしている。

そこで，本調査報告では，「１０月２１日打ち合わせ」に関連する「９月１９日意見交換」のやり取りがいかなるものであったのかについても必要な範囲で事実認定を行っている。

　　　　以上を踏まえ，本調査報告書では，まず第２において「９月１９日意見交換」がなされるまでの経緯について述べ，次に第３において「１０月２１日打ち合わせ」の前提となっている「９月１９日意見交換」における教育委員間でのやり取り及びその後「１０月２１日打ち合わせ」がなされるまでの経緯について述べ，最後に第４において「１０月２１日打ち合わせ」の際の中原教育長の発言内容について，ヒアリングの結果を踏まえて当調査チームが認定した事実を述べる。

　　　　なお，以下の経緯は全て平成２６年に生じたものであるので，平成２６年に生じた事情についての年の記載は全て省略している。また，関係者において記憶や見解に争いのない点については，そのまま事実として認定している。

**第２　「９月１９日意見交換」がなされるまでの経緯**

**１　中原教育長に対する「認定こども園条例」改正についての説明**

「第１」において述べたとおり，この項における事実関係は，当調査チームとして別途調査報告を行う部分であり，本調査報告時点では事務局による説明に基づき，未確認の事実を含めた概要を記載するものである。

1. **９月３日**

事務局員から中原教育長に対して，はじめて「認定こども園条例」改正の内容の説明がなされた。なお，同条例の改正については，既に３月７日から府民文化部，福祉部，教育委員会などで検討が始まり，８月１日には条例改正案に対するパブリックコメントも行われていたが，同条例の改正についての説明が中原教育長になされたのはこの時がはじめてであった。ちなみに，同条例改正に関する知事部局案を教育委員会の総務担当課が知ったのもこの日がはじめてであった。

　　　　　そのため，中原教育長からは，条例に対する教育委員会の関わりや，認定こども園の法的位置付けの説明が不十分であり，判断できないとのコメントがなされることとなった。

　　　　　これを受けて，担当課は，９月４日から同月８日にかけて，中原教育長の指摘事項及び学級編成基準について調査を行った。府民文化部の回答は，①国連の勧告，②平成１８年に条例が制定された時から，私立幼稚園の基準（平成８年から原則として２５人以下）との整合性を図り，３歳児１学級編成基準は２５人以下としてきた，③３歳児の発達状況を踏まえ１クラス２５人以下とすべき，④平成１８年当時のパブコメ等でも府民の理解を得ている，といったものであった。

1. **９月９日**

事務局員より上記説明が中原教育長に対してなされた。

これに対し，中原教育長は，①条例に対する教育委員会の関わりや認定こども園の法的位置付けについては理解した，②しかし，国基準を超える府独自基準（上乗せ条例）の設定に際しては，客観的・説得的な根拠が必要であり，根拠が示されない場合は２５人以上を否定する理由が見当たらないので，上乗せ条例を設定するのではなく，市町村の判断にゆだねられるべきである，とコメントした。

**２　「教育委員会としての意見」についての中原教育長の見解**

1. **９月１０日**

事務局員より，３歳児の学級編成を２５人以下とする根拠について，中原教育長への説明がなされた。中原教育長は，公立幼稚園について，国基準に上乗せをする根拠に乏しく，市町村立幼稚園利用者の利用可能性が将来縮小される等のリスクがある旨の意見を付することを条件に，知事部局案の起案に対する[[1]](#footnote-1)を承認することを「事務局案」として了解した。

1. **９月１２日**

事務局から，中原教育長に対し，条例案の合議に付する教育委員会としての意見[[2]](#footnote-2)について相談がなされた。中原教育長は，①学級編成基準において２５人以下の例外を認める理由が，「年度当初の学級編成時から園児が増えたことにより，少人数の学級編成が困難となった場合であること。」と，「園舎の都合により，保育室を分けて学級を増設することが困難であること。」とされており（認定に関する審査基準第４条），これらは，国を上回る府独自基準の理由が「生命・身体の安全」や「最低限の教育・保育の質」の確保ではないと理解できる，②３５人が良い，論証がないから国基準にすべきと言っているのではなく，府内市町村それぞれで実情が異なることから，各市町村で判断すべきものである，との意見を述べた。

1. **９月１６日**

　　　　　これを受けて，９月１６日夕刻に，事務局員から，中原教育長に対し，公立と私立で学級編成基準を分けて条例提案することが説明された。すなわち，私立２５人以下，公立３５人以下とするもので，教育委員会としての意見の内容はペーパー１枚（**資料１「大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正について」**）にまとめられた。同ペーパーでは，公立の幼保連携型認定こども園の設置については届出制となっている法改正の趣旨等から，市町村が地域の実情に応じて基準を設定することが望ましく，上乗せ条例を制定する積極的な理由は見当たらない，と述べられている。

これに対し，中原教育長は，①私立については意見を申し述べるつもりはない，②教育委員会としての考え方はペーパーにまとめたとおりだが，条例案の学級編成基準を２５人以下とするか３５人以下とするか，教育委員会の意見にかかわらず，決定権者は知事部局なので，最終的には小西副知事と上田副知事の判断に任せることになる，とコメントした。

**３　中原教育長の見解についての小西副知事への説明とその後のやり取り**

1. **９月１７日**

９月１７日午前，教育委員会事務局から小西副知事に対し，中原教育長が３歳児の学級編成基準は副知事判断に任せるとの立場であることが説明された。これに対し，小西副知事は，副知事判断に任せるということであれば，２５人以下とする，公立幼稚園の１クラスの園児数は現状２５人以下なので迷惑がかかることはない，とコメントした。

　　　　　同日の午後，中原教育長に小西副知事への相談結果が報告された。

中原教育長は，２５人以下とする知事部局の判断を了承したが，知事からの意見照会に対しては，教育委員会としての考えを残しておくため意見を述べる予定である，とコメントした。

1. **９月１８日**

　　　　　翌９月１８日の午前に，教育委員会事務局から，小西副知事に対し，３歳児の学級編成を２５人以下とする条例案について意見照会があれば，教育委員会として意見を付す予定であることが伝えられた。小西副知事は，教育委員会としての意見は言ってもらってよい，明日（１９日），知事とこの間の経過等について説明する，とコメントした。

　　　　　そして，９月１８日の午後，小西副知事と中原教育長は電話で会談し，中原教育長は，教育委員会としての意見は，知事のご意見・ご判断を待って出したい，とコメントした。

　　　　　ここまでの段階では，中原教育長を除く教育委員は，「認定こども園条例」の改正において，３歳児の学級編成基準を２５人以下とするのか３５人以下とするのかの問題につき，パブリックコメントの内容や問題の所在，中原教育長の見解等について全く情報提供を受けておらず，また議論をしたこともなかった。

**第３　「９月１９日意見交換」におけるやり取り及びその後「１０月２１日打ち合わせ」がなされるまでの経緯**

**１　「９月１９日意見交換」の内容**

1. ９月１９日１２時ころから，教育委員の意見交換が行われた。出席者は，全教育委員及び

職員であった。この意見交換において，中原教育長から各教育委員に対し，条例改正の内容

が説明された。各教育委員に条例改正の内容についての説明がされたのはこの時がはじめてであった。

なお，この意見交換は，教育委員会会議後毎回行われているもので，この時の意見交換は事務局の説明では２０～３０分間行われたとのことであった。もっとも，立川委員は１５分程度であったと説明している。いずれにしても，後述するとおり，午後１時から知事への説明が控えており，あまり時間がなかった中での意見交換であったことは確かである。

また，立川委員の説明では，意見交換の資料としては，資料１を含むＡ４用紙３枚の資料が配られただけであり，資料の中身の説明もなされなかったために，ペーパー自体を読むことができず理解もできなかった，とのことであった。確かに，このような短時間の協議では，条例改正に関する問題点を把握すること自体困難であったことは否めない。

1. 意見交換の概要は，**資料２「教育委員意見交換の概要（未定稿）」**のとおりである。この

概要に記載されている内容が議論されたことは，関係者において特に異論のないところであ

った。

　　　　　この意見交換において，中原教育長から，条例の改正案について説明がなされた。

中原教育長からなされた説明は資料２に記載されているとおりであり，意見交換の冒頭において，まず中原教育長からの説明がしばらく続いたとのことであった。

中原教育長からの説明は，２５人が良いという客観的・説得的な根拠は示されていない，教育委員会としては国基準の３５人のままで良いということを知事に意見するかの相談（を意見交換においてしている），（国基準の３５人のままとする方が）市町村の判断で２５人も可能なので裁量を広げるという点で合理性があろう，などといったものであった。また，中原教育長は，こんな重要なことが，これまでそうだった（平成１８年の条例制定時から２５人以下であった）ということで，まだ副知事までしか情報がいっておらず，知事が知らない様子である，この段階で教育委員会に意見が求められている，このような教育委員会のやり方に一石投じたい，とも述べていた。

1. これに対し，小河職務代理は，教育的には３５人と２５人を比べると２５人の方が良いの

は明確である，と述べた。また，立川委員は，知事がまだ知らないとか，手続上のプロセス

に問題があるのは分かったが，私は３歳児の子を持つ母として，１クラスの子どもの数は２５人以下でお願いする，と述べた。

　　　　　立川委員の意見に対し，中原教育長は，市町村の裁量を２５人以下に拘束するのであれば，その根拠を議会や市町村に示さなければなりません，説明できますか，と問い返した。これに対し，立川委員は，小さな声で「いいですよ」と答えた。

　　　　　しかし，中原教育長は，責任をもって（市町村の裁量を）２５人限度で拘束すると言えるのか，（自分が言っているのは）２５人がダメと言っているのではなく市町村が選べる幅を広げる（ということである），上乗せ条例にするまでの納得のいく根拠がないのではないか，などと発言した。

1. これに対し，小河職務代理は，今委員会が終わったばかり，その後突然集められてこの議

論，なぜこんな時間のない中で議論することになったのか，と述べた。

井上貴弘委員（以下，井上委員という。）は，今は２５人か３５人かを話しているのではない，市町村の裁量に委ねるかどうか，２５人以下に縛ることについて，知事に意見を言うかどうかということを話し合っている，知事と違った意見を言うことのリスクはどうなのか，それでリスクが大きくなるならあえてこのタイミングで言わなくても良いのではないか，と述べた。

橋本次長からも，知事の提案と違う意見を教育委員会が出すのであれば，それなりの根拠がいる，これまでそのような事例がないので，知事提案と違う意見であれば慎重にしなければならない，との発言があった。

　　　　　これを受けて，小河職務代理は，もう少し時間をかけ資料をもらって議論すべきではないか，と提案したが，中原教育長は，この後すぐに知事と府民文化部との話合いがあり，そこで教育委員会としての意見を述べることになっている，結論ありきの根回しで進めるやり方を変えるべき，異なる意見が付されていても，しっかりと議会で議論していただき，最後は議会が決議するのが民主主義（である）と述べ，さらには，今までの役所のやり方を変えるために職をかけている，とも述べて，教育委員会としては２５人案に対しては意見を述べる意向であることを繰り返し説明した。

　　　　　これに対し，小河職務代理が，中原教育長のいうことが全部正しいなら論理的に教育長のいう提案のとおりになる，と述べ，隂山英男教育委員会委員長（以下，隂山委員長という。）が，教育長がそこまで言うなら，そのとおりにやってみればいいのではないか，教育長に任せる，と発言した。

1. 最後に，中原教育長が，これから知事に意見を言って，知事が３５人以下といえば異議な

しとしてそのまま手続きを進めるが，２５人以下と仰ったときは皆さんにご報告しつつ教育

委員会としてこの意見（資料１のこと）をつける方向で進める，それでよろしいか，と述べた。

この際，挙手採決の手続は取られなかったが，他の教育委員からの発言もなく，意見交換は終了した。

なお，事務局の説明では，知事の提案と違う意見を教育委員会が出した前例はないとのことであった。事務局において事前の検討がされたうえで知事の提案が形成されていくのが通常だからである。一方，合議体としての教育委員会としての意思決定については，多数決で決定がなされることはなく，議論のうえ全会一致で決せられるのが慣例であった。

**２　知事への説明及び教育委員への報告**

　　　　「９月１９日意見交換」終了直後の９月１９日午後１時より，知事に対する条例改正案の内容についての説明がなされた。出席者は，知事，小西副知事，中原教育長，橋本次長他である。事務局によれば説明時間は１５分から２０分程度であったとのことであった。

小西副知事は２５人以下とする知事部局案を報告したが，中原教育長からの報告を受けて，知事は，公私とも３～５歳児の学級編成は３５人以下とすると決定した。

　　　　同日夕刻，大井孝志教育総務企画課総務グループ総括補佐（以下，大井補佐という。）は，全教育委員あてに，知事説明の結果及び今後の予定を電子メールで報告した（**資料３**）。同メールでは，①学級編成について公私ともに３５人以下とすると知事が判断した，②パブリックコメントを来週から実施し，９月前半議会に追加提案（１０月８日ころを予定）したい，③追加提案にあたり知事から意見照会があるが委員会を開催する暇がないので教育長「専決」としたいので了承されたい，と記載されていた。

　　　　しかし，各教育委員からは，異議，回答ないし返事はなかった。

なお，③において「専決」とあるのは，用語としては「代決」が正しい[[3]](#footnote-3)。

**３　パブリックコメントの実施**

　　　　３歳児の学級編成基準について３５人以下とする条例改正案のパブリックコメントは，９月２２日から１０月１日の間に行われた。１７４４名から１７４４件の意見が出され，３５人以下とされたことについて批判的な意見が大勢を占める結果となった。意見集約は１０月２日には完了していた。

　　　　なお，このパブリックコメントの結果は，議会に先立って各教育委員に伝えられておらず，立川委員は，１０月１５日の教育常任委員会での議員の質問により知ったと当調査チームのヒアリングで答えている。また，同席していた職員も，ヒアリングの結果を各教育委員には伝えていなかった，とヒアリングで答えている。

**４　教育委員会に対する知事からの意見照会及び知事の追加提案**

　　　　追加提案については，一般質問の最終日の前に出されることが慣例となっていることから，一般質問の最終日（１０月９日）の前日である１０月８日に，３歳児の学級編成基準を３５人以下とする条例案についての知事からの意見照会がなされた。

　　　　これに対して，同日，教育長の代決の形で，異議のない旨が知事宛に回答として伝えられた。これは「９月１９日意見交換」での協議内容を踏まえたものである。

　　　　そして，翌１０月９日，知事より条例案が追加提案された。

**５　教育常任委員会での議員質問対応**

　　　　３歳児の学級編成基準を３５人以下とする条例改正について，府議会において野党会派から異論が出され，１０月１５日及び１７日に行われた府議会の教育常任委員会で，共産党のくち原委員から教育委員会に対して質問がなされて，条例改正案について反対する意向が示された。また，１０月１７日の府議会終了後，共産党から，教育常任委員会において，各教育委員に対して個別に条例改正に関する質問が行われる可能性が示唆された。

1. **教育委員の打ち合わせ**

　　　　　そこで，**１０月１７日の夕刻**に，想定質問に対する回答について，中原教育長を除く教育

委員で打ち合わせが行われた。

その際，立川委員は，９月１９日意見交換について，了承は５対１（当時の教育委員の総数は６名であった。）の多数決でなされたものと思っていた，事務局が用意した想定答弁案は納得していない（のでそのような答弁はできない），と述べた。

そして，立川委員の説明によれば，立川委員は，「９月１９日意見交換」でもっとはっきり反対だと言っておけばよかった，後悔・反省している，と橋本次長と見浪課長に伝え，２，３日（週末に）冷静に考えたい，と言って帰宅した。

1. **橋本次長及び中原教育長と立川委員の電話**

　　　　　週明けの**１０月２０日**，橋本次長が立川委員に架電し，意向を確認したが，立川委員は，「９月１９日意見交換」については５対１（の決定）でもいいのではないか，パブリックコメントの結果を聞いたらますます２５人とすべきとの考えを変えるべきではないと思った，と回答した。橋本次長は，立川委員に対し，教育長と会って話をしてくださいと伝え，立川委員との電話の結果を中原教育長に伝えた。

　　　　　この電話の後，さらに中原教育長も立川委員に電話をした。

中原教育長には後の予定があったことから，時間にすると１０分から１５分程度の短いものであったが（中原教育長の説明），立川委員の意見は変わらなかった。ヒアリングで立川委員が説明したところによれば，中原教育長は，（１０月１７日の打ち合わせで）みんなにいじめられたのではないですか，用意した答弁と違うことを言うと共産党と思われる，知事が叩かれる，もっと話の分かる人だと思っていた，お願いしますよ，恨みますよ，などと言われたとのことであった。特に，「恨みますよ」との発言が印象に残っているとのことであった。これらの発言は，二者間で行われた電話のことであるので，当調査チームとしても真偽のほどは判断しかねるところがあるが，立川メモと重なる点があり，また，中原教育長が（言い回しはともかく）「１０月２１日打ち合わせ」で発言したことを認めている言葉とも重なる点があり，これに近い発言が中原教育長からなされたことはある程度推認されるところである。

**第４　「１０月２１日打ち合わせ」での中原教育長の発言内容について**

**１　「１０月２１日打ち合わせ」の位置付け**

　　　「１０月２１日打ち合わせ」は，同日１２時ころから１２時３０分ころまで行われた。出席者は立川委員，中原教育長であり，同席した職員は３名であった。

なお，立川委員の記憶では，１２時５分ころから始まったように記憶しているとのことであったが，時間的には３０分弱程度であったことは，関係者において特に異論はなかった。なお，中原教育長は，当日の午後１２時３０分から，議員との面談が控えていた。

1. **中原教育長の位置付け**

中原教育長としては，「９月１９日意見交換」の結果について，追加提案後の条例改正案

は全員一致による教育委員会としての意見に基づくものであると考えていた。この点は，事務局も同様の認識であった。したがって，立川委員が，３５人案に対する反対意見を崩さず，府議会でも反対の答弁をすることで，中原教育長や事務局において，３５人案が「教育委員会の意見」として教育委員「全員」の同意を得ていると府議会で答弁していることとの整合性が取れなくなり，府議会で野党会派から追及されることを強く危惧していた。

　　　　　そこで，府議会における共産党議員の質問に先立って立川委員を説得し，３５人案への反対意見を述べさせないために行われたのが，１０月２１日の打ち合わせであった。

1. **立川委員の位置付け**

これに対し，立川委員は，「９月１９日意見交換」について，自分は反対したとの認識を

当初から持っていた。「９月１９日意見交換」において，最後に明確な形で異議を述べなかったことによって，全体として教育委員会の意見として捉えられる可能性のあることは認識していたが，当初から自分の意見は「２５人以下」であり，追加提案に対するパブリックコメントの結果を知って，ますます「２５人以下」の意見は変えられないと考えていた。したがって，「９月１９日意見交換」の場で最後に異議を出さなかったことについては反省しつつも，府議会での質問に対しては，保護者から選出された教育委員として今の意見を述べたい，という希望を持っていた。そのため，事務局作成の答弁案ではなく，自分の作成した答弁案について協議するために，それを持参して，自分の答弁案を検討してもらうため，教育長との面談に臨んだ。

1. **位置付けについての認識の齟齬**

　　　　　このように，「１０月２１日打ち合わせ」の段階で，「９月１９日意見交換」の評価につい

　　　　て中原教育長と立川委員との間で見解が異なり，そのため，同日の意見交換の位置付けにつ

　いての認識に齟齬があったことは否めない。そして，この食い違いこそが，「１０月２１日打ち合わせ」での混乱を招いた大きな原因となっている。

**２　中原教育長の発言に関する立川委員の説明**

1. **「立川メモ」**

立川委員は，「１０月２１日打ち合わせ」で，中原教育長が「立川メモ」（**資料４**）記載の

発言をしたと説明している。また，立川メモに記載されている発言内容は順不同になされているとのことであった。

　　　　　なお，「立川メモが」作成された経緯であるが，立川委員は，「１０月２１日打ち合わせ」の時に，（中原教育長の発言で）訳が分からなくなって，メモを取ることができなかった，と説明している。録音もしていない。しかし，この直後の府議会で，小河職務代理から議会の席上で中原教育長の発言を聞かれたことから，立川委員が説明をし，この説明を小河職務代理がメモに取ってまとめ立川委員にメール送信した。立川委員自身も，１０月２１日の当日か翌日には，ｉｐａｄでメモを作成し，「１０月２１日打ち合わせ」の様子をまとめていた。それを小河職務代理から送られてきたメールと合わせて作成したのが「立川メモ」であるとのことであった。なお，「立川メモ」自体はほとんど一気に書き上げ１０月２５日ころには完成していたとのことであった。

　　　　　立川委員が記憶する中原教育長の発言の詳細については，「立川メモ」に記載されているところであるので，ヒアリングにおいて立川委員が説明した内容について，以下まとめて摘示する。

1. **「打ち合わせ」の状況と，中原教育長の発言内容**

・　自分が用意した答弁メモをもって面談に臨んだ。書き込みまでできるようにスペースを空けたメモを作って持って行った。しかし，答弁メモのことに話を進めることができなかった。

・　３歳児の母，当事者として，より少人数が理想だと思っていると述べると，すぐに話を途中で遮られた。

　　　　・　最初に自分から「（教育長による全員一致であるとの）答弁を否定するつもりはない」と言った。そもそもそういうつもりはなかった。今どう思っているかを言おうと思った。パブリックコメントの結果を聞いて２５人が絶対である，嘘は言えないと思った。

　　　　・　中原教育長は，「９月１９日意見交換」のことを言われると思ったようだ。

　　　　・　「共産党」という言葉はさんざん言われた。

　　　　・　「タイミングが悪い」ということもいろいろなところで言われた。

　　　　・　「僕の答弁や課長が『嘘』をついていたことになってしまう」との発言の「嘘」との表現について，趣旨（なぜ嘘になるのか）がよく分からなかった。

　　　　・　「単に言いたいだけでしょ」「目立ちたいだけでしょ」「単なる自己満足でしょ」との発言については，ひどかった。自分はそんなつもりではないと思った。

　　　　・　「知事は，いろんなことを分かったうえで，決断したんです」との発言についても，知事は（事情を）分かって決断していないのではないかと思った。特に，知事が議会で混乱してしまい専任の教員が増えると（方向性の）違う答弁をして，それでは自分の意見と同じではないかと思った。

　　　　・　集団的自衛権の下りは，大臣の名前を言ったり，もっと話自体が長かったように記憶しているが，言葉まで覚えていない。

　　　　・　「裏切り」という言葉は明確に言っていた。

　　　　・　知事を「刺す」という話も間違いなくされた。びっくりした。

　　　　・　何のためにそんなことを言うのかと問われて，自分が「子供のため」と言った時には泣いていたと思う。教育委員だからこそ子供のために言わないといけないと思った。しかし，中原教育長に，え？と鼻で笑われて返された。

　　　　・　誰のおかげで教育委員でいられるのか，知事のおかげでしょ，と言われ，政治の話だと思った。政治家と話をしているような印象を持った。（教育委員になれたのが）知事のおかげと思ったこともなかった。なお，従前，大阪府教育委員会には保護者がいなかったが，前知事の意向が現知事に引き継がれ，保護者枠による公募が始まって，自分が１２３名の中からはじめて保護者として選ばれた[[4]](#footnote-4)。

　　　　・　知事の話ではだめだと思ったのか，今度は職員を（話の）ダシにし始め，この人たちの「人生」か「キャリア」を無茶苦茶にするという発言があったと思う。

　　　　・　椅子にもたれて，僕も不信任，自分もやってられない，辞めますよ，というくだりでキャリアに傷がつくので損害賠償という話が出てきた。

　　　　・　「損害賠償」「告訴」という言葉を，中原教育長はよく言う。損害賠償の意味だが，自分のキャリアに傷がつくので損害賠償すると言っていた。告訴については，名誉棄損とは言っていなかった。刑事の意味か民事の意味かはよく分からない。ただ，自分は過去８年間弁護士事務所に勤務していたので，ある程度法律用語については理解しているつもりである。

　　　　・　前日の電話と同じであるが，そんなことも分からない人とは思わなかったという発言は　　　　何度も出た。

　　　　・　「罷免要求」というのは，話の後半で出た。中原教育長が「罷免要求」という言葉を，自分に対して言ったのははじめてだったのではないか。ただ，以前，中原教育長が小河職務代理に対して「罷免要求」という言葉を発したのを聞いたことがある。

　　　　・　罷免ができる具体的な根拠については説明がなかった。ただ，知事を通してそういうことができるという意味と推察した。

・　最後に力を振り絞って，知事に正しい判断をしてほしいだけである，知事との面談をお願いします，と中原教育長に伝えた。その時の自分は泣いていた。すると，中原教育長は，議会が終わってから，知事に少人数をお願いしますよ，と言うことはできますよ，と２回ほど言った。しかし，条例ができてしまえば無理だろうと思った。実際，知事との面談の機会は設けられなかった。

　　　　・　１２時３５分ころだったと思うが，隂山委員長が入室し，私と中原教育長の話は終了した。中原教育長は，（立川委員と）話をして知事と話したらどうかということになったんですよ，立川委員はいつでも来られる人だから，と言って退室した。

　　　　・　その後，小河職務代理，隂山委員長と相談して，教育委員会内で問題にしてもうまく返されて終わるので議事録に残した方が良い，ペーパーにして配ろうということになり，１０月２９日の会議で，自分が送ったメールを小河職務代理が印刷して会議で配布することとなった。

**３　中原教育長の説明**

　　　　中原教育長が作成した「ヒアリング補足説明書」（**資料５**）が提出されており，詳細は同補足説明書に記載されているところである。また，中原教育長のヒアリングでの説明内容もほぼそれに沿った内容であった。

1. **「９月１９日意見交換」についての認識**

　　　　　まず，「９月１９日意見交換」についての中原教育長の認識は，国基準の３５人以下とし，個別の人数は各市町村の判断に委ねることが，教育委員会の意見として「事実行為」として確認された，というものであった。この点は大井補佐から各教育委員に送られたメールでも確認されたが，教育委員からの意見は皆無であった。よって，「９月１９日意見交換」において，教育委員全員の了解があったことは事実であって，立川委員の「自分は了解していない」との意見は事実に反するものである，というのが中原教育長の認識であった。

1. **「１０月２１日打ち合わせ」の状況について**

「１０月２１日打ち合わせ」について，中原教育長は概略を当調査チームに対して次のように説明した。

　　　・　前日の電話とこんがらがっている部分があるかもしれない。

　　　・　立川委員が答弁の紙を持っていたかどうかは記憶がない。

　　　・　最初に，次のようなやり取りが繰り返された。自分からは，今回の答弁のポイントは，事実行為としての了解の有無である。２５人がいいのか３５人がいいのかの問題ではなく，３５人の範囲内で市町村に裁量権を渡すか否かである。それを我々教育委員全員で，裁量権を渡すことで了解し，知事に意見具申した，と立川委員に説明した。しかし，立川委員は，９月１９日意見交換の際に，了解はしていない，３５人以下には反対で，２５人以下が正しいと今でも思っている，と述べ，「過去の事実」と「現在の意見」の区別がついていないようだった。このやり取りが１０～１５分続いた。自分にできることは，「事実と異なる答弁を立川委員が議会ですることのリスクをできるだけ論理立てて明確に摘示する」ことだけだと判断した。

　　　・　「立川メモで」は，会話の一部，理由と結論の結論だけが列挙されている。自分としては，「事実に反する答弁をすることのリスク」を示した。

　　　・　命令口調で話したことや，乱暴な言葉や侮辱的な言葉で罵った事実は全くない。立川委員の人格を攻撃したり，気持ちを傷つける動機も目的もなかった。

　　　・　立川委員の気持ちを傷つけてしまったことについては反省している。しかし，立川委員が事実と異なる答弁をしようとしており，これを防ぐために様々なリスクを明示しなければならなかった。法的な観点からすれば議論の範囲であり，違法なパワーハラスメントであるとは考えていない。

1. **「１０月２１日打ち合わせ」での発言内容について**

また，中原教育長は，「１０月２１日打ち合わせ」で，次のような発言をしたと説明した（なお，具体的な言い回しについては補足説明書に記載されているが，ここでは簡略化して摘示している。）。

　　　・　立川委員や自分がこうして府民の前で答弁する機会が与えられているかというと，知事から任命された教育委員だからである（ただし，「誰のおかげで，教育委員でいられるのか」などとは言っていない。ニュアンスが違う。）。教育委員会として意思決定をしたのだから，その意思決定自体を否定することは組織としてありえない。知事が条例案を出し議会が決める以上，立川委員のご意見が手続き上結論を左右することはない（ただし，「立川さんなんか」というような侮辱的な発言はしていない。）。

　　　　　それでも２５人以下を主張したいということであれば，立川委員の自己満足，目立ちたいからということになってしまう。

　　　・　安倍内閣が集団的自衛権につき閣議決定したのに，閣僚がそういう決定はしていなかったと否定するような大失態になる。

　　　・　もし意思決定を否定されてしまうと，既に議会で自分や課長が「教育委員全員の合意を得て」と答弁していることが虚偽答弁ということになり，これは大変な事態になる。

　　　・　意思決定がされていないということは，教育委員会が知事に出した意見具申も無効になり，条例自体も無効になってしまう。知事にとんでもない迷惑がかかることになる。任命してくれた知事に対する裏切りになる。

　　　・　質問する共産党は喜んで知事を追及するだろう。立川委員が前日の電話で一緒にされたくないと言っていた共産党と一緒にされる。事実と異なることで，知事を後ろから刺すようなことは許されない。当然野党も大騒ぎになるだろう。

　　　・　こんな答弁のねつ造が起きてしまうと，これまでの施策，今進めている施策も否定されかねない。

　　　・　答弁をねつ造したということは，自分には不信任（正確には辞職勧告決議）が出されるであろうし，ここにいる課長や次長の首も飛んでしまうだろう。

　　　・　立川委員ならお分かりになるはずです。すぐに理解される方ではないですか。

　　　・　事務局の面々も事実を否定する答弁で生活が狂いかねない，そんな事態になれば事務局員も許せないだろう（全員を敵に回すとは言っていない。信頼されないとは言った。）。前々から朝倉さんなど事務局員に対する態度が偉そうだと言われていたが，もっと真面目に働いている事務局員のことも考えてあげてほしい。

　　　・　「僕についても，不信任（正確には辞職勧告決議）が出され，職を追われるでしょう。そうなれば，僕は名誉棄損を受けて辞めることになる。そんなことになってしまえば，僕も生活が懸かっていますので，法的手段を取らざるを得なくなる。」

　　　　（損害賠償とか告訴と言ったかどうかは記憶にない。法的手段と言った。）

　　　・　「僕が虚偽答弁をしたとなれば，教育委員として罷免事由になるでしょうから，僕としては潔白を証明しないといけなくなります。そうなると僕か立川さんのどちらかが虚偽答弁をしたということになります。嘘をついた方が罷免される恐れがあります。僕としては立川さんの罷免事由として動かなくてはならなくなります。」（「罷免要求」というようなことは，教育長に権限がないので言っていない。）

　　　・　議会の答弁が嘘になるのだから，事実を否定しないでほしい。

　　　・　もしどうしてもというのであれば，知事に別途時間をとってもらうようにお願いする。

　　　・　「ここまで言ってもご理解いただけないなら，もう結構です。僕も説明し疲れました。もうお好きになさってください。」

　　　・　打ち合わせの後半で，自分がリスクの説明を並べているうちに，立川委員は首を傾げたりしていたが，途中からうつむいてしまい，最後の方はハンカチで顔をぬぐっていた。悔しいかあるいは辛かったのだろう。通常であれば間を置くが，議会があったのでできなかった。リスクをちゃんと伝えるのは自分の責任だと思った。最後の方は，立川氏からの反論もなかった。

　　　・　議会で言うのはやめてくださいとは言っていない。隠蔽しようとするつもりはなかった。事実を否定するのはやめてくださいとは言った。

**４　同席した事務局職員３名の説明**

1. **事務局職員A**

　　　　・　「１０月２１日打ち合わせ」の正確な時間は分からないが，だいたい立川メモのとおり１２時から３０分程度であった。

　　　　・　共産党の議員から，各教育委員にも質問がされるという情報が入り，事務局としては今までの答弁と矛盾がないように打ち合わせを設定した。

　　　　・　自分は立川委員の後ろに座っていたので，立川委員の顔は分からなかったが，途中からハンカチを取り出して様子が違うと感じていた。

　　　　・　立川委員が話す場面はあまりなかった。立川委員は専ら聞く側で，教育長が説得している状況だった。

　　　　・　「立川メモ」のやり取りは後半である。前半は中原教育長からの説明が続いたと思う。

　　　　・　教育長が言っていたのは３点ほどだったと思う。ただ，３点だったのは覚えているが，以下の３点だったかどうかは自信がない。

　　　　　①　議会に対して嘘をついていたことになってしまう。

　　　　　②　教育委員会が一枚岩ではないことになって，政治に利用される。

　　　　　③　知事の足を引っ張る。

　　　　・　立川委員がペーパーを何か持ってきていて，話の途中でそれを出したのは覚えている。ただ，具体的な内容まで話が行かなかった。結局ペーパーが披瀝されることはなかった。

　　　　・　中原教育長の話が終わるまで待っていると話ができない状況だった。

　　　　・　中原教育長のものの言い方は，強い調子で，やさしく話しかける様子ではなかった。

　　　　・　中原教育長が言ったとはっきり覚えているのは，「嘘ついたことになってしまう」，「単に言いたいだけでしょ」，集団的自衛権に関する発言，「誰のおかげで教育委員でいられるのか，知事でしょ」「知事に少人数をお願いしますよということはできますよ」。

　　　　・　中原教育長が「訴えますよ」と言っていたのは覚えている。「訴えますよ，その時のリスク覚悟してください（または背負ってください）」と言っていたと記憶している。名誉棄損による損害賠償の意味だと受け止めた。

　　　　・　中原教育長の発言で，ある程度の確度で発言があったと記憶しているのは，「何を言っているんですか，個人の意見を披露する場ではない」「議会が混乱する」「目立ちたいだけでしょ。自己満足でしょ」「知事はいろんなことを全てわかったうえで決断したんです」「立川さんが何か言っても変わりませんよ」「何のためにそんなことを言うのか」「何を言ってるんですか」「敵に回す」「そんなことも分からない人とは思わなかった」「もう何を言ってもダメ？」。

　　　　・　「罷免要求」という言葉は覚えていない。知事を「刺す」という言葉もあったかまでは覚えていない。

　　　　・　「共産党」という言葉は何度も出た。

1. **事務局職員B**

　　　　・　「１０月２１日打ち合わせ」について，自分はメモを取っていない。こんな状況になることを想定していなかった。また，立川委員が折れるかという思いもあった。

　　　　・　「９月１９日意見交換」の際に，立川委員は２５人の方がいいと話していた。しかし，中原教育長に任せるという話になった際に，反対がなかった。１０月２１日打ち合わせは，そこから話が始まった。ＮＯと言っていないのでＹＥＳと取られても仕方がないではないか，という話だった。しかし，立川委員は，３歳児を持つ母親として意見は言いたいと述べていた。

　　　　・　立川委員が持っていたペーパーの中身は見ていない。ペーパーがあったような気がする程度。

　・　「立川メモ」については，当初違和感はなかった。（「立川メモ」に記載されている発言の中で）このような話はされていないというものはない。そのような発言がなかったとはっきり言えるものはない。「立川メモ」に書かれている趣旨の発言はあったと思う。ただ，日に日に記憶が薄れていっている。

　　　　・　全体として，中原教育長の口調は厳しかった。立川委員は反論する機会が，なかなかなかった。

　　　　・　全体の流れとしては，「立川メモ」はその一部分である。「９月１９日意見交換」において，（立川委員が教育委員会としての意見を）了承したかどうかが最初のやり取りで，立川委員は最初了承を否定していたが，後に了承したとされても仕方がないと意見を変えていったと思う。しかし，立川委員の意見は，その時はそうであったとしても２５人の方がいいと言いたいとのことであった。それから，「立川メモ」の発言内容へと移っていく。

　　　　・　自分が中原教育長が言ったと明確に記憶しているのは，「共産党」「課長が嘘をついていることになる」「単に言いたいだけでしょ」「目立ちたいだけでしょ」集団的自衛権に関する発言，「同じチームですよね」。

　　　　・　「裏切り」「後ろから知事を刺しにいくようなもの」という発言があったかはよく覚えていないが，そのような趣旨の発言はあったかもしれない。

　　　　・　中原教育長が何のためにそんなこというのかと立川委員に聞いたことに対し，立川委員が「子供のため」と小さな声で答えたところ，中原教育長が「何を言ってるんですか」とさらに言い，誰のおかげで教育委員でいられるのか，というニュアンスの発言が続いたと記憶している。

　　　　・　「損害賠償」「告訴」と言う発言が出たかは記憶がない。

　　　　・　「罷免」の話が出ていたような気がするが，覚えていない。

　　　　・　それでなくても，朝倉さんや事務局に偉そうにしているのに，という発言はあった。

・　中原教育長の最後の方の発言で，立川委員は涙を流していた。そこで中原教育長のトーンが落ちて，知事に時間を作ってもらったらいいですよ，という話になった。

1. **事務局職員C**

　　　　・　「立川メモ」に記載された発言内容に入る前のやり取りとして，前の日から，自分と立川委員との間で電話で話をしており，「９月１９日意見交換」について，教育委員全員の了解があったとの事務局の見解に対して，立川委員は，いや私の気持ちは違っていたと述べていた。私はそれはちょっと違うでしょうと思っていたが，立川委員は，全員一致ととられても仕方がないが，でも今答弁を求められたら自分の意見を言うと述べていた。

　　　　・　中原教育長は，「９月１９日意見交換」で教育委員全員の了解があったとの事実関係の問題と捉えていた。一方，立川委員は，気持ちの問題と捉えていた。両者は最後まで話がかみ合わず，中原教育長がヒートアップして，「立川メモ」の発言内容に入っていくことになる。

　　　　・　立川委員がペーパーを持っていたかどうか気付かなかった。話が一方通行で，ペーパーの話に到達できていない。

　　　　・　中原教育長の言い方は，反論するタイミング，時間がなかった。ヒートアップするとまくしたてる感じで，「立川メモ」はあくまで要約版であると感じる。実際にはもっとたくさんのことを言っていたと思う。「立川メモ」の２枚目の真ん中あたりからかなりヒートアップしていたように思う。

　　　　・　「立川メモ」に記載されている大きな流れは，自分の記憶とそんなに違いがない。ただ，時間の経過に伴って，細かいところがごっちゃになって分からなくなってきている。

　　　　・　立川委員が「嘘は言いたくない」と述べたのに対して，中原教育長は，個人の意見を述べる場所ではない，教育委員としての意見が求められている，と述べていた。

　　　　・　「課長が用意した通りに言えばいいんです」とは言っていた。

　　　　・　「共産党」という言葉も出ていた。

　　　　・　議会が紛糾し大混乱になるという話も出ていた。

　　　　・　目立ちたいだけでしょ，という発言もあった。

　　　　・　集団的自衛権に関する発言もあった。組織で動いている，という話もあった。

　　　　・　後ろから知事を刺しに行くようなもの，という発言もあった。あなたが教育委員になったのは知事が任命したからでしょ，その知事を後ろから刺すんですか，という趣旨の発言だった。くち原委員からの質問があるということだったので，共産党と一緒になって刺しに行くようなものという意味かと思った。

　　　　・　「損害賠償」「告訴」という言葉ははっきりとした記憶がない。自分としては，教育長自身が嘘をついたことになるので，信用を無くして職を失うから，「名誉棄損で訴えますよ」といういかにも弁護士的な言い方だったと記憶している。「損害賠償」という言葉は出たかもしれない。

　　　　・　自分の記憶では「罷免要求出しますよ」ではなく，一度組織として出たことを否定するなら（あるいは守られないのであれば），組織人として失格であり，何とか事由（失職，欠格，罷免などの法的な言い方だったと記憶している。）にあたる，と言っていた。

　　　　・　「立川メモ」の２枚目の最後の方から立川委員が泣き出したと記憶している。この後どうなるんだろうと思っていた。その後，知事にお願いしたらというような話になったが，結局立川委員が泣いた状態のまま，隂山委員長が入室してきて話は終わってしまった。物別れの形で結論は出なかった。

**５　当調査チームによる認定**

1. **「１０月２１日打ち合わせ」の目的**

「１０月２１日打ち合わせ」がなされた理由であるが，中原教育長及び事務局職員３名は，

９月１９日意見交換の結果について，「３５人案について教育委員全員による合意があった」との点に反する答弁を立川委員がしないように説得すること，ひいては２５人案が良いとの立川委員の意見を述べさせないこと，が目的と考えていた。

すなわち，３歳児の学級編成基準を３５人とする条例案に対し，野党会派から批判が出され，さらに，１０月１７日に，共産党議員が各教育委員にそれぞれ意見を聞く可能性が示唆されたことで，立川委員によって「９月１９日に自分は賛成していない」との答弁がなされることで，全員の合意によるものと説明された教育委員会の意見が実は全員一致ではなかったということが府議会で明らかにされ，教育委員会が野党会派から追及を受ける可能性が出てきた。そのため，中原教育長や事務局職員の危機感は相当なものとなっていた。実際，「１０月２１日打ち合わせ」の前日にも，橋本次長や中原教育長自らが立川委員に電話をかけ説得を試みたが，立川委員の意見は変わらなかった。

　　　　　一方，立川委員は，「９月１９日意見交換」の結果にそもそも納得していなかった。「９月１９日意見交換」において，唐突に認定こども園に関する条例についての改正が取り上げられ，しかも極めて短時間の意見交換であったために，中原教育長を除く教育委員の誰もが，改正にかかる問題点について十分に理解できる状況にはなかった。しかも，当時の知事部局案に反対意見を表明するという異例の内容であった。

そのため，立川委員は，府議会での質問に対しては，「９月１９日意見交換」の場で最終段階において異議を出さなかったことについては反省し，教員委員の全員一致と受け取られてもやむを得ないと思い直し，この点についての中原教育長及び事務局の議会答弁を是認しつつも，保護者として任命された教育委員として今の意見を述べたい，という希望を持っていた。そのため，事務局作成の答弁案ではなく，自分の作成した答弁案について協議するために，それを持参して「１０月２１日打ち合わせ」に臨んだ。

1. **「１０月２１日打ち合わせ」の内容**

　　　　　同日の打ち合わせは，１２時すぎころから約３０分行われた。

打ち合わせの前半は，主に中原教育長が，「９月１９日意見交換」での意思決定は教育委員会委員全員による意思決定であり，それ（すなわち，中原教育長のいう「事実」）と異なる答弁をしないように立川委員に説得するやり取りが続いた。この点は，中原教育長自身も打ち合わせの流れとしては認めているところであるし，事務局職員３名の説明も同様であった。

しかし，立川委員は，「９月１９日意見交換」において最終段階で自分が明確に異議を述べなかった以上，その結果が教育委員全員の了承があったものと評価されても仕方がないとしても，府議会の質問に対しては３５人より少人数である２５人が良いと考えているとの自分の意見を言いたいと述べ，３５人か２５人かという点については意見を維持した。

このように，自分は今でも３５人より少人数である２５人案が良いと考えている，これは自分の意見であって府議会で嘘は付けないとする立川委員と，今の意見を述べることではなく，過去の意思決定の事実について答弁を求められているのであり，「９月１９日意見交換」での意思決定は教育委員全員の合意に基づくものであって，それを認めなければ合議体としての教育委員会が成り立たないとする中原教育長とは，最初から話が全くかみ合わなかった。

このやり取りを続ける中で，中原教育長自身がヒートアップしていき，打ち合わせの後半は，立川委員がほとんど反論する機会がないほど，中原教育長が理詰めの口調で立川委員に一方的に話し続ける状況となった。

この状況については，ヒアリング対象の５名のいずれもが，打ち合わせの途中から立川委員が泣き出す状況となっていたと認めていること，事務局職員３名ともが，ヒアリングにおいて，中原教育長の発言は厳しい（あるいは強い）口調であったこと，立川委員には反論する機会がほとんどなく中原教育長がほぼ一方的に話し続ける状況となっていたこと，立川委員が打ち合わせに持参した答弁案について最後まで話題にすら上らなかったこと，を述べていること等から認定できるものである。

1. **打ち合わせ後半における中原教育長の発言について**

「立川メモ」の作成経緯については，「第４」「２」「(1)」において記載したとおりであると認められ，打ち合わせから時間が経過しない記憶の鮮明なときのメモを基に短期間に作成されたものであるから，その記載内容についての信用性は相当程度認められるものである。

そして，事務局職員３名は，ヒアリングにおいて，いずれも慎重な発言態度であったが，「立川メモ」の記載内容について，一部記憶の不鮮明なことは述べつつも，全体として違和感がなく，中原教育長の発言内容としては概ね事実と整合しているとの認識を示した。そして，いずれも，「立川メモ」には，中原教育長が発言していない内容が記載されていると思える箇所はない，とも述べている。すなわち，当事者以外の職員３名ともが，「立川メモ」に記載されている中原教育長の発言内容について積極的に否定した箇所はなかった。この点は非常に重要であって，「立川メモ」の記載内容についての信用性を担保し得るものであった。

これに対して，中原教育長は，「立川メモ」は発言の一部であって，自分はリスクの説明をするのに「理由と結論」を論理立てて説明したが，「立川メモ」では結論ばかりが列挙されていると述べている。事務局職員も，「立川メモ」は要約版であり，中原教育長の発言はもっと長かったと述べていることから，中原教育長は，立川委員説得のために，打ち合わせの時間の大部分を費やして発言したと思われるが，その発言の内容は，ヒアリングにおける中原教育長の説明，提出された資料５「ヒアリング補足説明書」の内容からして，直接の言葉づかいは別としても，「立川メモ」に記載されている内容とかなりの部分が共通していることは明らかである。

この点，中原教育長は，自己の発言について，「立川メモ」とは発言についてのニュアンスが異なると説明している。すなわち，「事実」を否定することのリスク及びその根拠の摘示を一つずつ「論理立てて」行ったというのである。しかし，内容的には，中原教育長が立川委員に対して損害賠償等の法的手段を取ることをほのめかす，罷免のために動く，といった穏当でない発言へと発展していくのであって，リスクを摘示した，あるいはニュアンスが違うとの理由で合理的に説明できるような内容であるとは言い難いものがある。

中原教育長がヒアリングにおいて説明した自己の発言内容及び事務局職員３名からのヒアリング結果を総合すれば，少なくとも以下の点について，その言い回しはともかく，中原教育長からその趣旨の発言があったと認定できる。

* 教育委員なんだから，個人の意見を披露する場ではない。課長が用意したとおりに言えばいいんです。

　　　　・　立川委員が教育委員でいられるのは任命した「知事のおかげ」である。

　　　　・　立川委員があくまで２５人以下との意見を述べるのであれば，それは立川委員の「自己満足」，「目立ちたいから」ということになる。

　　　　・　教育委員としての意思決定を否定するのは，安倍内閣において集団的自衛権についての閣議決定を閣僚が否定するようなものである。

　　　　・　教育委員会の意思決定を否定するのであれば，任命してくれた知事に対する「裏切り」になる。

* 議会に対し，教育長，課長が虚偽の答弁をしたことになる。
* 議会は紛糾して大混乱になる。

　　　　・　（立川委員が２５人以下との意見を述べれば）「共産党」が知事を追及することになり，立川委員が共産党と一緒にされることになる。（それは）知事を後ろから「刺す」ようなものである。

* 事務局の面々も事実を否定する答弁で生活が狂いかねない，そんな事態になれば事務局

員も許せないだろう。

　　　　・　自分も不信任が出され，職を追われて，辞めなければならない。その時は，名誉棄損で「訴えますよ」。

　　　　・　（立川委員が２５人以下との意見を述べれば自分が虚偽答弁したこととなるので）自分が立川委員を罷免させるために動かなければならなくなる。

**第３章　当調査チームの見解**

**第１　教育委員会の性質**

**１　教育委員会の独立性**

　　　　教育委員会は，首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置されているものであり，地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって具体的にその仕組みが定められている。

教育委員会は，同法に基づき，原則として５人の委員をもって組織され，委員長が主宰する会議であり，所管に属する学校その他の教育機関の設置，管理及び廃止に関すること，学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること，並びに教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること等を管理し，執行する（同法３条，１２条及び２３条）。

　　　　いわゆる独立した行政機関として教育委員会制度が定められた趣旨は，①政治的中立性の確保，②継続性・安定性の確保，③地域住民の意向の反映，の３点にある。特に，①については，教育は，その内容が中立公正であることが極めて重要であり，個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要であることによる。また，③については，教育は，地域住民にとって関心の高い行政分野であり，専門家のみが担うのではなく，広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要であることによる。

　　　　なお，教育委員会の会議の運営については，委員長が招集し，議決は出席議員の過半数で決し，可否同数の時は委員長が決するとされている（同法１３条）。

**２　教育委員の地位及び独立性**

　　　　教育委員は，知事が議会の同意を得て任命する（同法４条１項）。なお，同法４条１項は，教育委員は，地方公共団体の長の被選挙権を有する者で，人格が高潔で，教育，学術及び文化に関し識見を有する者から任命するものと定めている。また，同法４条４項は，委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人）である者が含まれるようにしなければならないと定めている。

　　　　教育委員の地位については身分保障がなされており，４年の任期の間，罷免，解職請求又は失職（破産者で復権を得ないもの等欠格事由に該当した場合等（同法９条））の場合を除き，意に反して辞めさせられることはない。また，教育委員会の制度趣旨から，政治的中立性が求められる。

　　　　罷免については，知事は，教育委員に罷免事由がある場合，議会の同意を得て罷免することができるとされ（同法７条１項），罷免事由は，①心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合，②職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合，③一定割合の委員が同一の政党に所属するに至った場合（場合により議会の同意が不要となる（同法７条２項）。）に限られている。

**３　教育長の地位，権限**

　　　　教育長は，教育委員のうちから教育委員会が任命し（同法１６条２項），教育委員会の指揮監督の下に，教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる（同法１７条１項）。また，教育長は，教育委員会のすべての会議に出席し，議事について助言する（同法１７条２項）。同法１７条の規定のほか，教育長は，事務局の事務を統括し，所属の職員を指揮監督する（同法２０条１項）。教育委員会の事務局の職員は，教育長の推薦により，教育委員会が任命する（同法１９条）。

　　　　以上より，他の教育委員との関係については，教育長は，教育委員会の指揮監督下での職務執行（教育委員会に対しては議事についての助言）を行うもので，教育委員に対して「助言」の範囲を超えて指示，命令する権限はない。

　　　　また，教育長は，教育委員として，その資格要件である人格の高潔性，教育，学術及び文化に対する識見を備えるべき義務を負うとともに，職務上の義務とりわけ政治的中立性を確保する義務を負う。

**４　小括**

　　　　教育委員会の独立性，教育委員の地位及び独立性，並びに教育長の地位及び権限については，以上のとおりであり，これらは，次に述べる中原教育長の発言の評価に関する前提事情として重要となる。

**第２　中原教育長の発言について**

**１　立川委員の地位**

　　　　立川委員は，教育委員として，法律上，高度の独立性・身分保障を受けている。また，立川委員は，同法４条４項が求める保護者教育委員でもあり，教育委員の中でも保護者としての立場で意見を述べることを法律上求められている。また，公募により選ばれた委員という意味でも，教育委員会制度の趣旨のうち前記③，すなわち，地方教育行政に対する地域住民の参加の意義から，その意見は尊重されなければならない。

**２　中原教育長の発言についての評価**

1. 中原教育長の発言は，全体として，立川委員に自分の意見を述べる時間を与えず，立川委

員の意思を抑えつけて一方的に自らの意見が正当であることを主張し続けるものであって，

威圧的と言わざるを得ない。このような態度は，立川委員にとってみれば屈辱的ともいえるものである。

立川委員は，中原教育長及び教育次長からの説得を考慮した上で答弁案を作成し，打ち合わせの場で修正することも考えて持参し説明しようと臨んでいた。にもかかわらず，中原教育長はその説明を聞こうともせず，書面に気づきもしないまま発言を続け，ついには立川委員を泣き出させるに至ったのである。この経過からして，中原教育長の発言がいかに威圧的なものであったかを窺い知ることができるのである。

1. 中原教育長には，教育長として，答弁についての立川委員の意見を丁寧に聞き，その気持

ちを真摯に受け止めた上で，その意を汲みつつ，自らの意見の理解を求め，立川委員の「答

弁内容」について，できれば双方の了解が得られるよう努めることが期待されていた。

しかし，残念ながらそのような態度は見られなかった。中原教育長は，事実と異なる答弁

を立川委員が議会ですることの「リスク」をできるだけ論理立てて明確に摘示するための発

言であったと説明するのであるが，肝腎の立川委員が用意した答弁について思い致すことな

く，一方的に立川委員に対し，反対意見を述べることの「リスク」を並べ立てることは，中

原教育長の意見に従わなければどうなるかという威圧にほかならず，立川委員に対する精神

的な攻撃となるものである。

1. 特に中原教育長の個別の発言のうち，まず，学級編成基準を３５人以下とする条例案につ

き，保護者としての立場から反対の意見を述べないように繰り返し求めたことについては，

保護者委員として公募により任命された立川委員の立場を尊重し，配慮する姿勢を欠いたものであった。

　　　(4)　さらに，中原教育長による，知事が教育委員に任命してくれたとの発言や，罷免事由を指摘して自分が罷免のために知事に働きかけるような趣旨にとれる発言も，教育委員の独立性や身分保障に対する配慮が欠如し，教育長としての職分を超えたものである。

　　(5)　その他にも，「裏切り」「刺す」などの不穏当な用語を使うことによって相手方を威圧し

　　　ていることや，「単に言いたいだけ」，「目立ちたいだけでしょ」と見下したような発言，そ

して，「事務局の面々も事実を否定する答弁により生活が狂いかねない。事務局も許せない

だろう。」との発言や損害賠償請求のために「訴える」との趣旨の発言，「課長が用意したと

おりに発言すればいいんです」との発言も，教育委員に対する発言として適正な範囲を超え　　　て威圧的であり，屈辱をともなうもので，人格の高潔性が資質要件である教育委員としての品格にも関わる不適切な発言というべきである。

1. 中原教育長の以上のような威圧的，屈辱的な言動によって，事務局職員が同席する場で

立川委員が受けた精神的な苦痛は相当なものであったことは容易に推測できるのである。

**３　結　論**

　　　　いうまでもなく，教育委員と教育長は，教育委員としては対等であり，教育委員は，教育委

　　員会を通じて教育長を指揮監督する立場にある。

一方で，教育長は，教育委員会の権限に属するすべての事務を掌っており，事務局の職員の

任命に際しては教育長の推薦を要するほか，事務局の事務を統括して，所属の職員を指揮監督

しているのであり，事務局のトップとして，大きな権限と，情報力，専門知識を有し，議事に

ついて助言する立場にある。したがって，一市民であり保護者委員である教育委員の立場から

すれば，法的には対等とはいえ，教育委員会を一つの職場としてとらえれば，権限，情報力，

知識等の総合的な面で，教育長は「事実上」優位な関係にあると言えなくはないのである。

このような中原教育長と立川委員の関係において，中原教育長の上記言動は，対等な関係に立っての「説得」とは到底評価できるものではなく，職場内での事実上の優位性を背景に，職務の適正な範囲を超えて，威圧的，屈辱的な言動によって，精神的苦痛を与えたものとして，パワーハラスメント[[5]](#footnote-5)と認定されても決して不合理とはいえないものである。そして，パワーハラスメントであるか否かの点は差し置いても，教育長としての権限を逸脱し，教育委員としての品格にも関わる不適切な言動であったことは明らかである。

**添　付　資　料**

　資料１　　「大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正について」

　資料２　　「教育委員意見交換の概要（未定稿）」

　資料３　　各教育委員あて電子メールの本文

　資料４　　「立川メモ」（立川委員作成）

　資料５　　ヒアリング補足説明書（中原教育長作成）

1. 合議（あいぎ）とは，部局にまたがって決裁することをいう。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 「意見」とは，大阪府教育委員会事務決裁規則３条６号の定めに基づくものである。

   　【参考】

   大阪府教育委員会事務決裁規則３条　委員会が会議の議決により決裁する事項は，次のとおりとする。

   　　　⑥　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に規定する意見の申出に関すること。

   　　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条　地方公共団体の長は，歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては，教育委員会の意見をきかなければならない。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 「専決」とは，知事の権限に属する事務のうち，予め定められたものについて，常時，補助機関にある職員が，知事に代わって決裁することをいう。「代決」とは，知事又は専決権者が事故（出張，病気等の理由により決裁できない状況のこと）の場合に，予め定められた者が，臨時に代わって決裁することをいう（大阪府「文書事務の手引き」）。

   　　なお，本件で，教育長は，条例改正案に関する意見具申について，専決することはできない（大阪府教育委員会事務決裁規則第４条・第３条６号）。

   　【参考】（専決に関して）

   大阪府教育委員会事務決裁規則第３条　委員会が会議の議決により決裁する事項は，次のとおりとする。

   　　　⑥　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に規定する意見の申出に関すること。

   　　同規則第４条　教育長は，前条各号に規定する事項及び他の規則に特別の定めがある事項を除くほか，事務を専決することができる。

   　【参考】（代決に関して）

   　　大阪府教育委員会事務決裁規則第２条　この規則において，次に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

   　　　③　代決　委員会の会議が開かれないとき又は専決する者が不在のときに，委員会又は専決する者に代わって決裁することをいう。

   　　同規則第５条　第３条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは，教育長がその事項を代決することができる。

   　　同規則第７条２項　第５条の規定により教育長が代決したときは，速やかに委員会の会議において報告し，その承認を受けるものとする。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第４項　地方公共団体の長は，第１項の規定による委員の任命に当たっては，委員の年齢，性別，職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに，委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第４７条の５第２項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 厚生労働省職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」（２０１２年３月）では，いわゆるパワハラの概念について，「職場のパワーハラスメントとは，同じ職場で働く者に対して，職場上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に，業務の適正な範囲を超えて，精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう」と提示されている。 [↑](#footnote-ref-5)